別表第1

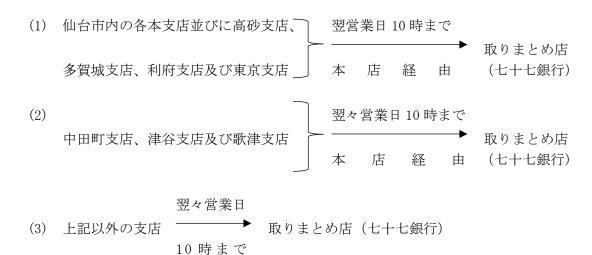
指定金融機関における収納金の付替

(1)	県庁支属	吉 ———		- 総括店	(翌営業日)	入金)		
	ただし、	国庫支出金等	で日本銀行	テ小切手に	より納付を	受けたも	の及び各省	`庁依頼分
<u>*</u>	等で口座振	込により納付	を受けたも	ののうち	、1件3千	万円以上の	の収納金にる	あっては、
艮	即日宮城県	名義の預金口	座に入金し	なければ	ならない。	この場合	において、	別段預金
j	元帳(収入	.) の記載を省	略すること	ができる	ものとする	0		
(2)	仙台市内			- 総括店	(翌営業日)	入金)		
(3)	仙台市外			- 総括店	(翌々営業	日入金)		
(4)	平支店、	小名浜支店、	原町支店、	相馬支店	、郡山支店	, ¬—	総括店	
J	大宮支店及	び東京都内の)各支店				(3営業)	3入金)
(5)	札幌支店	、秋田支店、	山形支店、	盛岡支店	、北上支店	,]—	総括店	
福	島支店、久	名古屋支店及	び大阪支店				(4営業)	3入金)

別表第2

指定代理金融機関における収納金の付替

1 仙台銀行

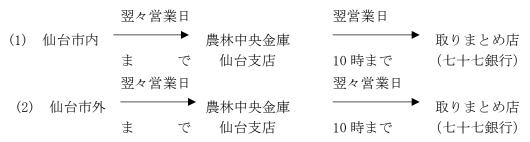


注) 取りまとめ店に付替した後の収納金は、別表第一によって処理する。

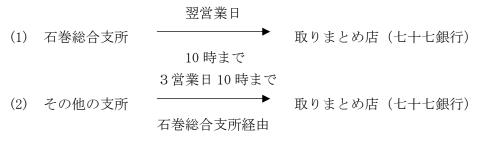
別表第3

収納代理金融機関における収納金の付替

1 農業協同組合



- 注) 取りまとめ店に付替した後の収納金は、別表第1によって処理する。
- 2 宮城県漁業協同組合



- 注) 取りまとめ店に付替した後の収納金は、別表第1によって処理する。
- 3 株式会社ゆうちょ銀行
- (1) 仙台市内

	支店・出張所	5 営業日 11 時まで	取りまとめ店
	郵便局		(七十七銀行)
		仙台貯金事務センター経由	
(2)	仙台市外		
	出張所	6 営業日 11 時まで	取りまとめ店
	郵便局		(七十七銀行)
		仙台貯金事務センター経由	

- 注1) 取りまとめ店に付替した後の収納金は、別表第1によって処理する。
- 注2) 島しょ部の郵便局にあっては、気象状況の悪化により船便が欠航した場合は、上 記によらないことができる。
- 注3) 証券(金融機関が発行したものを除く。)による収納にあっては、上記営業日に 3営業日をそれぞれ加える。

4 前記以外の金融機関

(1) 仙台市内の本支店
(自行本〔母〕店経由を含む。) 10 時まで

型々営業日

型々営業日
(2) 仙台市外の本支店(宮城県内)
(自行本〔母〕店経由を含む。) 10 時まで

5営業日
(3) 宮城県外の本支店
(自行本〔母〕店経由を含む。) 10 時まで

取りまとめ店(七十七銀行)
取りまとめ店(七十七銀行)

- 注1) 取りまとめ店に付替した後の収納金は、別表第1によって処理する。
- 注2) 株式会社三井住友銀行仙台支店における県立高等学校授業料の口座振替による収納金にあっては、上記(1)中「翌営業日」とあるのは、「4営業日」とする。

帳 票 及 び 証 拠 書 類

	打	自定 金	融機関			収納代理金融機関		
区 別	総括店	取扱店	取りま とめ店	その他			該当条項	
1 帳 票	1 帳 票							
別段預金元帳 (収入)			0	0	0	0	14,23	
歳 入 金 月 計 突 合 表	0						17	
歳 出 金 月 計 突 合 表	0						17	
歳入歳出外現金 月 計 突 合 表	0						17	
収入金集計表(記入帳)	0						23	
収入金払込書			0				23	
収 入 金 払 込 領 収 書					0	農協以外	23	
県税等払込書						農林中金	23	
県税等払込領 収 書						農協	23	
別段預金元帳 (支出)					0		37	
支払等内訳書	0						40	
歳出支払未済 繰越金歳入組入 報 告 票	0						41	
2 証拠書類		Ī	Ī					
指定金融機関等印 鑑 届	0	0	0	0	0	0	7	
預金組替通知書	0						11,37	
公金振替書	0						12,33	

	指定金融機関				+6.00 / N.TH	117 Vet / 127	
区 別	総括店	取扱店	取りま とめ店	その他	指定代理金融機関	収納代理 金融機関	該当条項
訂正通知書	0						13
預 金 日 報	0						16
収入証紙請求書	0			〇 控			18
収入証紙送付書				0	0		18
収入証紙受払 残 高 報 告 書	0			〇 控	0		18
収 納 票				○ 収納店	0	0	23,24
公 金 払 込 高通 知 書	0					○ ゆうちょ銀行	23,24
小 切 手 不 渡 報 告 書 (総括店提出用)	0						29
支払請求書	0						30、35、36 37、38、39
支 払 方 法 別 明 細 書	0						30、35、36
支 払 証		0					34
支払通知書				○ 支払店	○ 支払店		35、39
給与支払資金 計 算 書	0						37
小切手振出済 通 知 書	0						40
支払訂正請求票	0						43
返 納 票				〇 収納店	0	0	44